

住宅使用料等のお支払いは安心・便利な口座振替をおすすめします。
手続きは住宅公社までお問い合わせください。

住宅だより



市営・道営住宅の維持管理 平成30年度4月号 発行 釧路市住宅公社

自治会活動にご協力

最近、自治会活動に積極的ではない方が増えてきているようです。情報化社会が進歩し隣近所との付き合いがなくても日常生活に困ることはないかもしれません。しかし、公営住宅には高齢者、障がい者などの「社会的弱者」も多数入居しており、高齢者の単身世帯も増えてきております。災害発生時には皆さんの安否確認、不審者による子供への声かけなど治安への不安が高まる等、今後自治会活動はより重要となっていくためにもお互いを知る、日頃から隣近所との声を掛け合う等みなさまのご協力をお願いします。

共益費の負担について

共益費は共用部の照明やエレベータなどの電気代、排水管清掃、敷地内の草刈費用等に充てられ、入居するみなさんで負担していただくことになっていきます。支払が滞りますと住棟の維持管理に支障をきたす恐れがあるほか、他の入居者に迷惑をかけることになり、忘れずに納めてください。

こんなときは申請や届出が必要です

家族構成に変更がある場合は、市役所への届出とは別に、住宅公社へも申請（届）が必要です。

- 同居者異動届
同居親族の死亡、転居、または出生があった場合には届出が必要です。
- 同居申請

騒音苦情について

冬鉄筋コンクリート造の住宅は音が響きやすい構造の上、住んでいる皆様方の生活スタイルも多様なことから、ある程度音が発生することはやむを得ません。しかし、早朝や深夜に大きな音を出す、故意または無遠慮に連続して音が発生させるなどの迷惑行為は慎むべきものであり、他人への気配りは欠かせません。共同住宅において快適な生活を営むためにも皆様のご理解とご協力をお願いします。

防火を心がけましょう

火災は、短時間で大切な財産や人命を無にする恐ろしいものです。もし、火災が発生した場合でも初期対応によつては被害を最小限にとどめることが可能です。

●初期対応の知識は防災訓練等で身に付けることができます。自治会等で防災訓練を実施する場合は、当公社までご連絡をください。実施方法等についてご相談にのります。

車庫を変更したときは届出が必要です

自動車の買い替えなどにより駐車する車庫を変更するときは、陸運事務所等における車庫の登録が完了後速やかに釧路市住宅公社（保守管理担当）へ届出をしてください。市営住宅は駐車場運営委員長、道営住宅は自治会長に書類一式を預けています。

- 市営住宅 駐車場利用変更届
- 自動車保管場所重複車庫処分理由書

〔道営住宅〕

駐車場の利用について

敷地内駐車場は、各棟の自治会及び駐車場運営委員会で管理運営をしていただいております。最近利用者のモラルについての苦情が多く寄せられております。自治会、駐車場運営委員会が定める来客用スペースに長時間駐車、利用登録していない車両の駐車場の利用はやめてください。

家賃等は納入期限内に

家賃等の納入期限は毎月月末（12月の納入期限は市営住宅が25日、道営住宅は1月4日、土日祝日の場合はつき

現在入居を許可された以外の親族を同居させる場合には、戸籍謄本（全部事項証明書）、収入を証明するものを添付していただきます。※収入基準を超えたり、家賃等の滞納がある等その他の事情により認められない場合があります。

●入居承継

名義人が死亡、または離婚等により退去し、同居承認を受けている方で、1年以上同居している方については条件を満たしていれば承継が可能となります。※条件や必要書類についてはお問い合わせください。

●住宅返還届

退去する場合は、引越日の一週間程度前に来庁のうえ退去届（明渡届）の提出が必要です。月途中で退去する場合、家賃等は日割りで

の平日）です。納入期限内に納めていただけなかった場合には、翌月下旬に督促状を送付することとなります。納入期限日までの納付をお願いします。

家賃減免・徴収猶予の申請について

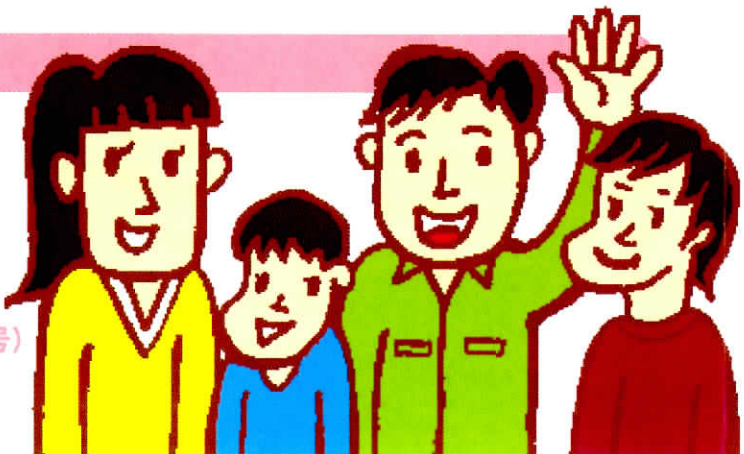
公営住宅の家賃は、みなさんに提出していただいた収入申告書にもとづき、世帯収入に応じて決定しています。しかし、病気や失業等により家賃の支払いが困難な場合は一定期間減額する「減免」という制度があります。申請に応じて減額・免除・徴収猶予に該当するか判断しますのでお困りの方はご相談ください。なお、減免中の方は、減免期間が終了する時に、新たな申請が必要となりますのでご注意ください。

計算となります。退去する際は必ず退去検査を実施しますので、届の提出時に検査日を決めます。なお、カギは検査終了時に返却していただきます。

●住宅一時不使用届

入院や旅行、出稼ぎなどで30日以上不在にする場合には、一時不使用届（長期不使用届）を提出し連絡先を届出してください。最近安否確認の問い合わせも増えていきますので近所や親しい方にも伝えてください。

●住宅模様替届



市営住宅・道営住宅 指定管理者
一般財団法人釧路市住宅公社

営業時間 平日8時45分～17時30分

営業時間内の連絡先 **31-4563** (直通番号)

営業時間外の連絡先 **23-5151** (釧路市役所代表番号)

※時間外における災害や緊急修繕を要する場合は、釧路市役所代表番号におかけ下さい。